

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
①	基本構想 2章 2節 11ページ 「知」の項で地域、国、世界に対して責任感をもちとは何を指すのかよくわからない。これまでの生涯学習も強調したほうが良いと思う。	まちづくり推進課 ・教育課	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 「自らの生活を築き上げながら、各方面にわたる問題に積極的に取り組み、将来の時代を支える人材を育成します。」に修正します。 生涯学習については、基本計画第1節(1)生涯学習で方針を記述していますのでご理解ください。	反映
	基本構想 6章1節18ページ (1)の項で小児医療にふれるのであれば、産科の充実、安心も大切であり加える必要があります。	福祉健康課	ご指摘のありました産科医の充実については、1自治体で医師の増員要望などできませんので、小児科医とともに広域連携の取り組みの中で推進していくことでご理解いただきたい。ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 「全国的に産科・小児科医の減少傾向が著しく、母子・小児医療の現状は良好とは言えませんが、広域的な連携による取り組みを推進します。」に修正します。	反映
	基本計画 1章 1節 3ページ 少子化対策の計画に医師会の協力も頂き、「病児保育」も加える。	福祉健康課 ・保育所	ご意見をふまえて、次のとおり修正します。 【修正案】 子どもを産み育てる環境対策として「病児・病後児保育」「乳児保育」「時間外保育の延長」「育児教室の充実」などについて、地域や民間、ボランティア組織などによる支援を検討しながら少子化対策を推進します。	反映
	基本計画 1章 1節 7ページ 認定子供園制度の導入について検討とあるが、保育料金が自由設定や施設内容基準が規制緩和され悪化する要素を持つなど問題が多い制度である。認定子供園制度検討に踏み込むべきではない。	保育所・教育課	ご意見として承ります。 認定こども園制度の導入については、基本計画にありますように、住民の皆さんと共に検討していきます。	
	基本計画 1章 2節 12ページ 歴史、文化について積極的に学ぶ項に、伝統文化の継承を入れ、地域の祭りばやし、笛、太鼓の継承もうたってほしい14ページの社会参加の計画の項であってもよい	教育課	ご意見を踏まえ「祭りばやし、笛、太鼓」と、特定するものでなく、伝統芸能と総称して修正します。 【修正案】 ③教育内容の充実(12ページ) 「本町の環境・歴史・文化・ <u>伝統芸能</u> について積極的に学ぶため・・・」 ①地域教育の促進(14ページ) 「地域の文化的 <u>伝統芸能</u> の継承・普及・・・」	反映
	基本計画 1章 2節 13ページ 計画の通学路整備の項に防犯灯の設置計画を加えてほしい。	総務課	防犯灯は、子どもたちの通学の安全を守る役割もありますが、地域の防犯の役割もありますので、防犯灯の設置計画については、第2章、第2節、近隣地域の防犯のページにて、設置計画を記載しておりますので、ご確認ください。	
	基本計画 1章 3節 19ページ 計画に上総一ノ宮駅東口開設をJRと協議し、実現をはかると加えること(24ページも同様に)	都市環境課 ・まちづくり推進課	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正案】 「上総一ノ宮駅東口の実現化に向けて、都市計画の見直しを含め、関係機関と協議し、推進していきます。」を追加します。	反映
	基本計画 2章 1節 43ページ 【介護保険】計画に低所得者対策の項をつくること	福祉健康課	ご指摘のありました内容については、「介護保険制度の低所得者対策」として町の単独助成を考え、記述しなかったものであり、従来からの国県の制度はありますので、今回を追加させていただきます。「③介護保険制度の低所得者対策 第4期介護保険事業計画および介護保険条例の規定により、保険料の所得段階別設定(所得に応じ7段階に設定)や収入の著しい減少があった場合には保険料の減免及び徴収の猶予の制度があります。また、自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻しを行うなどの制度もあります。」「③介護予防の推進」を④に変更。	反映

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	基本計画 2章 2節 46ページ 人口増地域(海岸方面など)では、新しい自治区の創設など住民参加しやすくする	総務課	現在も人口増地域については、区長さんなどから状況を確認しながら、よりよい地域となるようにするにはどの様にするのが一番いい方法なのか、新しい自治区の設置も含め検討していますので、ご理解ください。	
	基本計画 2章 2節 52ページ 防犯等設置は各区からの要望となっているが、区の配置と必要箇所の住民要望はわかりづらい状況もあるので、役場への直接申請も受け付けて、役場で区との調性を図るよう内容に加える。	総務課	現在、防犯灯の維持管理は各区で行っているため、維持管理している区長が分かるように、区長から、区内の要望をまとめて頂き申請をしてもらっています。住民から設置申請が直接役場に依頼があった時は、要望箇所を聞いて、区長に連絡するなど、現在も調整は行っていますので、ご理解ください。	
	基本計画 2章 2節 57ページ 文化財の保護について 戦跡など、負の遺産も保存し、平和を考える資料とする。	教育課	ご意見のとして承ります。戦跡なども文化財保護のひとつとしてとらえ、具体的には3か年実施計画に反映したいと考えていますのでご理解ください。	
	基本計画 2章 3節 66ページ 交通施設の整備の項に、上総一ノ宮駅東口開設をJRと協議し実現を図ると加える。	都市環境課 まちづくり推進課	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正案】 「上総一ノ宮駅東口の実現化に向けて、都市計画の見直しを含め、関係機関と協議し、推進していきます。」を追加します。	反映
	基本方針の中に循環型農業である有機農業の推進を加える ツーリズム型農業の展開を推進としているが、農委アンケートでは63%が関心がないとしている。どう啓蒙するのか、道すじをもう少しわかりやすく記述したほうがよい。 交流拠点の整備の項で、都市部へのアンテナショップ等の展開を加えてほしい。		有機農業の普及促進支援について、第2章、第6節、自然環境(1)産業と環境に記述してありますが、ご意見を踏まえ、第2章、第5節、農業に有機農業の支援を追加します。 【修正案】 計画 環境保全型農業の推進 「環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。環境保全型農業や安心できる食料の供給の確立を目指し、県のエコファーマー・エコ農産物認証取得や、有機農業推進法に基づく支援を推進します。」を追加します。 ツーリズム型農業については、研修会開催などを通じ、農業経営者の皆様の理解を深めていきたいと考えていますのでご理解ください。 都市部へのアンテナショップにつきましては、ご意見として承ります。具体的な展開は今後の検討課題とさせていただきます。	
	基本計画 2章 5節 85ページ 商業の活性化の項に宅配事業で買い物に出かけられない人々へのサービスの展開で活性化を図る、を入れる。	産業観光課	ご意見として承ります。本町では車の運転が出来ない高齢者など、交通弱者の方々が買い物をも利用できる、公共交通サービスの検討しております。第2章第3節都市環境(5)交通に記述しています。	
	基本計画 2章 6節 95ページ 水田地域自然環境保全の項 農家は水稲栽培のため総出で水路そうじを年2~3回行っているが、10年後は厳しい。新しい環境保全の形態の課題を検討課題とするべき。	産業観光課	ご意見として承ります。具体的な展開は農業用水路を管理する土地改良組合等と今後の検討をさせていただきたいと考えています。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	基本計画 3章 1節 99ページ 人事管理の適正化の項で、人事評価制度と能力、実績主義をうたっているが、降格など安易な取り扱いが職員のモチベーションを下げる結果にもなる。民間との安易な比較で人件費問題を講ずるべきでない。説明会での説明内容に疑問をもったので記述を改善してほしい。	総務課	ご意見のとおり、実績主義については、成果重視により個人主義を助長し、組織低下等の問題点があり、十分な調査研究し検討する必要があります。 【修正案】 「従来の年功序列型から能力・実績主義による見直しを図り、」を・・・「従来の年功序列型から能力・実績主義を含めた新しい制度について、公平性・客観性・透明性等を備えた、公務に即した制度の見直しを図り、」に修正します。	反映
	基本計画 3章 2節 104ページ 「計画」①で滞納整理の強化をうたっているが、「納税者の生活実態に配慮した納税相談を行い、滞納整理事務にあたります」と改めること。	税務課	第3章第2節財政運営 ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 「効率的な税務運営を図り、公平・適正な課税と税収確保に努めるとともに、納税が出来ない事情のある方については今後も納税相談を行うなど、滞納整理事務の機能強化を図り、積極的な収入確保に努めます。」に修正します。	反映
	基本計画 3章 2節 105ページ 「基本方針の項」で、民間委託など推進による行政のスリム化をうたっているが、お金で民間委託の道をとるべきでない。民間委託の推進は削るべき。 「計画」の項で、指定管理者制度を導入は安易にしないこと、住民サービス等問題が発生する事例もあるので慎重。記述の変更を求める。	総務課	民間に委託することにより、サービスの向上に繋がるものもありますので、委託する業務を十分に検討して取り組んで参ります。 指定管理者制度の導入については、個々の案件を十分検討した中で、慎重に進めて参りますので、ご理解ください。	
	基本計画3章 3節 108ページ 「指定管理者制度の整備は個々の事案に対し慎重に検討」とする。	総務課	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「これまで行政が担ってきた業務にも、地域住民の手によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことの方が、住民参加のまちづくりの実現に相応しいと考えられる業務があります。そのためには、指定管理者制度の整備を進めるとともに、行政は協働の相手として地域コミュニティの存在を対等に理解し、公平な視点で権限移譲を検討します。」・・・を「これまで行政が担ってきた業務の中には、地域住民と町の協働によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことの方が、住民参加のまちづくりの実現にふさわしいと考えられる事業があります。町民と行政が協働で取り組む事が効果的な事務事業、さらに町民との協働事業の推進に向け町民活動団体などと町が継続的に協議できる場を整備します。」に修正します	反映
②	基本計画 2章 3節 66ページ 長年の課題である駅東口開設の記述がない。(駅周辺整備の中に含まれているとの説明であったが)町の表玄関とともに町づくりの重要な場所となる東口の開設は、きちんと位置づけたいうえで、周辺整備をすべきである。		ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正案】 「上総一ノ宮駅東口の実現化に向けて、都市計画の見直しを含め、関係機関と協議し、推進していきます。」を追加します。	
	基本計画 2章 5節 84ページ 現状と課題の中で、規制緩和による大型店の進出にともない競争力のない小売店が衰退しているとの記述があるが、そのことによる買い物ができないお年寄りや交通弱者(買い物難民といわれる)の記述がなく、規制緩和による大型店の進出が、まちづくりを壊している点の認識がない。	産業観光課	基本計画84ページの現況と課題に、「近年、大型スーパーマーケットや大型量販店の進出が続いています。一宮町商工会の会員数も減少傾向にあり、後継者不足が明らかな状態になっています。このような理由から、廃業や閉店する店舗が増加しています。」また、「規制緩和により郊外大型店の進出が増加しており、売り場面積の拡大や深夜までの長時間営業などで、国道128号沿いの商店街は大型店と競合できないほどに衰退しつつあります。」と大型店の進出による現況を記述してございます。 お年寄りや交通弱者の皆様の買い物については、歩道の整備や、一宮町デマンド交通運行計画にて推進していきたいと考えており、第2章第3節都市環境(5)交通に記述してありますのでご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>基本計画 3章 1節 99ページ 人事評価制度にともなう、年功序列型から能力・実績主義による見直しを図るとの記述があるが、公務員は民間会社と労働の質が違う。計画をすすめる際は、十分に慎重な評価にもつじた人事管理をすすめるべきである。いわゆる公務員パッシングの流れに沿った成果主義のような制度は、弊害の方が多いため、予想されるため、やめるべきと考える。</p>	総務課	<p>ご意見のとおり、実績主義については、成果重視により個人主義を助長し、組織低下等の問題点があり、十分な調査研究し検討する必要があります。ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 「従来の年功序列型から能力・実績主義による見直しを図り、」を・・・「従来の年功序列型から能力・実績主義を含めた新しい制度について、公平性・客観性・透明性等を備えた、公務に即した制度の見直しを図り、」に修正します。</p>	反映
	<p>基本計画 第3章 第3節 108ページ 自治基本条例と一体化した議会基本条例の作成を検討するとの記述があるが、そもそも、自治基本条例はまちづくりのルールを決めたものであり、議会運営のルールを決めるものとの一体化した条例をつくるには、無理がある。議会基本条例は、議会の活性化をめざしたものであり、議会自身が作成すべきものとする。また、そうしないと、議員の意識とかけ離れたものとなり、議事を町がしばることになり、議会本来の使命を果たせないことになる。地域分権が進み、地域の事は地域で決める流れが強くなるに従い、町の議決機関としての議会の権限と役割は強化されることになる。それにともない、議会の活性化は議会自身が避けて通れない課題となっている。執行権を持つ町と、議決権を持つ議会とが、お互いに牽制し合い住民に開かれたまちづくりをすすめていくためには、一体化した自治基本条例の作成は、やめて、議会は議会自身で議会活性化のために議会基本条例を作成すべきであるとする。</p>	総務課	<p>ご指摘のように、自治基本条例の制定にあたっては、先進地の取り組みを見ますと、議会に関する規定も定めた自治基本条例という考えと、これとは別に行政基本条例と整合を図りながら議会基本条例を作るという自治体があります。ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 「町にふさわしい住民自治の確立を目指すため、行政運営の基本条例(まちづくり基本条例)と議会運営のルール(議会基本条例)を一体化した自治基本条例の制定について、2つの条例を一本化したものが良いのか十分に検討したうえ、より良い方法で制定に向けて検討します。」に修正します。 ↓ 総合計画審議会の答申書を踏まえ、次のとおり自治基本条例の制定は削除します。 【修正案】 自治基本条例は、既存条例が効果的に運用され、行政・議会・住民がそれぞれの役割を果たせば、必要のない条例と判断することから削除する。</p>	反映
③	<p>基本構想 26ページ 商店街の・・・関係団体と協議検討を行います。また、町はその方向に誘導しますとありますが、市街地の区画整理または再開発を行って活性化を図らないのですか。関連＝基本計画84P第2章第5節(4)商工業で市街地の区画整理または再開発を行って活性化を図ることを、P26かP84のどちらかで計画表現できませんか。</p>		<p>宅地等の需要が減っているとは考えにくいですが、バブル経済の崩壊による地価の下落で、事業費の捻出が厳しいことから区画整理または再開発を行うことを想定しておりませんので、ご理解ください。</p>	
	<p>基本構想 29ページ 町民の自治意識をより高める方向へ…権限を移譲とありますが混乱を招きませんか？趣旨は行政が行う業務のうち一部を住民にお願いすることだと思いますが、条例でなく町の方針(指導)ではないのですか。(関連・・・基本計画P108) 権限移譲という字が運用したとき誤解を生じると思います。</p>	総務課	<p>ご意見を踏まえ、地域に権限を移す「権限移譲」から、地域と行政が共にまちづくりを進める「協働事業」に変え、次のとおり修正します。 【修正案】29ページ 町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域への権限移譲の試みも進めていきます。・・・を「町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域との協働事業の試みを進めていきます。」に修正します。 【修正案】108ページ これまで行政が担ってきた業務の中には、地域住民と町の協働によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことのほうが、住民参加のまちづくりの実現にふさわしいと考えられる事業があります。 町民と行政が協働で取り組む事が効果的な事務事業、さらに町民との協働事業の推進に向け町民活動団体などと町が継続的に協議できる場を整備します。</p>	反映

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>基本計画 64ページ (4) 道路 【計画】②安全な道路環境の整備</p> <p>上総一ノ宮駅に接する神門踏切の改善を進めますとありますが、前後の道路幅員も考えに入れる必要がありますので、道路拡幅を記述すべきであると考えます。また、道路のバリアフリーと歩道の設置及び街路樹の植栽は現況道路では困難であり全て用地確保が必要と思います。そして範囲を明示したほうが良いのではないのでしょうか。</p>	都市環境課	基本計画は10年間の長期目標を記述しております。幅員や範囲等の詳細は未定のため明示できない状況ですので、ご理解ください。	
	<p>基本計画65ページ (4) 道路</p> <p>街路樹の植樹などには、地域住民の参加を促進していきますとありますが、一般住民には植栽の知識がないので危険ですので削除していただけたらと思います。専門家が指導しても手間、暇がかかり効率的ではない状況であると思います。(植林、植樹、=栽)。P66下りから1行目植樹=栽</p>	都市環境課	ご意見として承ります。街路樹の植樹につきましては、街路を中心としたつながりのあるみどりづくりを進めるほか、地域ゆかりの花や樹木を使った道路景観づくりを進めることで、地域をつなぐ特徴あるみどりづくりを進めていきたいと考えています。安全面には注意して活動していきたいと考えておりますので、ご理解ください。	
	<p>基本計画66ページ (5) 交通【基本方針】 通行時の街路樹や景観による快適性を・・とありますが10ヵ年の方針なので路線名と範囲を明記できないのでしょうか。 ②交通施設の整備 駅東口の広場を電車利用者の送迎スペースとしてその利用方法を検討します。とありますが・・乗降口があれば利用者は便利な方に行くので、それぞれ(東、西)の広場を機能的に整備する必要があると思います=P60に東側駅前広場を追加記述すればよいのではと思います。また、東口には乗降口がないので駅東口広場の表現は適切でないと思います。</p>	都市環境課	<p>基本計画は10年間の長期目標を記述しております。具体的な計画や範囲は3ヵ年実施計画で記述していきたいと考えていますので、ご理解ください。</p> <p>ご指摘のとおり駅東西の広場を機能的に整備する必要があると考えています。駅東口広場の表現は、将来的に駅前広場の整備を予定していることから、駅東口の表現は原案どおりといたします。</p>	
	<p>基本計画 68ページ ① ごみ処理 ごみ置き場の適正配置のほか「収集日の変更(広域の収集日サイクルの見直し)」を追加してはどうでしょうか。(長生郡市広域市町村圏組合に働きかけること)別荘地域を抱える地域であり、土・日の別荘ごみ処理対策のために。</p>	都市環境課	ご意見として承ります。ごみ収集日の見直しにつきましては、現況を確認し、今後検討していきたいと考えておりますのでご理解ください。	
	<p>② し尿処理 「汲み取り式、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を更に進めると共に」は「進めます。」に変更して後段の「敷地など・・・検討していきます。」を削除して「合併浄化槽の設置条例を制定し更に進めますと追加するほうが良いと思います。</p> <p>※合併浄化槽を設置し下水道、(排水路)に接続するのは個人が行うことであり立て替えまで待つ必要がある。</p> <p>※今は合併浄化槽も小型で高性能(下水道処理施設と同等の水質)なものがあり、建蔽率を考えれば設置可能である。</p> <p>※小規模集中処理施設を導入すると次のような問題がある。</p> <p>(1)どこの場所に誰の費用で設置するか。</p>	都市環境課	本町は農業集落排水事業を施行しており、下水道事業の対象区域は市街地等です。市街地等については、浄化槽の町設置型事業ではなく、人口及び家屋密度が高いこと及び施設の管理面から集合処理による事業を検討しておりますのでご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>(2)誰が維持管理をするか。</p> <p>(3)町が設置管理をすれば将来的に業務が増え更に費用が発生し財政を圧迫する原因となる。</p> <p>(4)町が設置管理すると自己負担で設置した一般家庭との公平が保てない。</p> <p>その他に「合併浄化槽の定期点検と適切な維持管理」を行われるよう費用の助成(50%くらい)を行う制度を設ける。(条例で)この場合「公共下水道」の建設は計画せず、各家庭や建物、その他から発生する汚水は合併浄化槽や処理施設で汚水処理を行う。</p>			
	<p>基本計画68ページ 生活排水処理 市街地等は、小規模集中施設の導入などの処理方法の検討については②し尿処理と同じ考えで合併浄化槽への転換を促進するため、助成制度を周知するほか下水道の整備を進め、浄化槽の設置条例を策定して義務化のうえ、維持管理費の50%程度を助成して公共下水道の建設はしない。このほうが建設費と維持管理費がかからないので財政が圧迫されない。合併浄化槽の設置が遅れている家庭やその他の建物からの排出される雑排水は沈殿施設(除外施設)の設置を義務化して自己管理させると良いと思います。(河川の汚染や環境衛生問題が解決すると思います。)</p>	都市環境課	<p>ご意見として承ります。浄化槽は、設置後、点検、清掃、検査の維持管理が必要ですが、浄化槽の維持管理は基本的に設置者本人負担であり、維持管理費への町単独助成は多額の財政負担を伴うため今後の実施は考えておりません。また、町民の皆さんへの設置義務化につきましても設置に関する助成費等の問題により、今回の総合計画への記述は考えておりませんので、ご理解ください。</p>	
	<p>基本計画70ページ 上・下水道 新しい公共下水道事業は膨大な費用が掛かるため、計画の実施は困難の見通しになっています。と記述されていますが。公共下水道の建設は多額な費用(国の補助、起債＝借金、受益者負担金)がかかるうえ維持管理も多額な費用がかかる。これらを受益者負担金の原則で施工、管理するとしても受益者負担金や完成後の下水道使用料は100パーセント徴収不可能なうえ、業務が増加し、財政を圧迫する原因となる。町内全域は合併浄化槽で対応したほうがよい。</p>	都市環境課	<p>ご意見として承ります。</p>	
	<p>汚水処理の整備 農業集落排水の処理施設については適正な維持管理を実施しますとありますが、文の中に「受益者負担の原則に基づき」を適正なの前に入ると理解しやすいと思います。</p>	産業観光課	<p>「受益者負担の原則に基づき」を計画文書に入れた場合、計画文書中にある受益者負担を伴う他の公共施設や公共サービスにも加えることとなりますので、原文どおりとしたいと考えますのでご理解ください。</p>	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	農業集落排水の処理施設は3か所あると聞いていますが、所在地はどことどこですか。また、経費節減(人件費、維持管理)のため将来一箇所での処理する計画は出来ないでしょうか。	産業観光課	施設の所在は、原地区：一宮10702-3(原保育所の北隣)、東浪見地区：東浪見7986-2(東浪見小学校から海に向う通り沿い)、北部地区：船頭給133-2(船頭給区の東)です。一箇所での処理する計画については、農業集落排水処理区域内での人口増加や生活環境の急激な変化が予想されるならば計画は必要と考えます。【修正案】 「町内には農業集落排水施設が3ヶ所あります。」を・・ 「町内には原地区・東浪見地区・北部地区の3カ所に農業集落排水施設があります。」に修正します。	反映
	基本計画99ページ 人件管理の適正化 職員の政策法務立案能力を・・・大学院の留学や・・・とありますが民間会社に派遣しても即戦力に成り得ないと思いますので、大卒(法律)採用または他市からの引き抜きまたは県の指導を仰いだり研修するほか実践で覚えるしかないのではないのでしょうか。(大学院卒で即戦力にはならないと思います。)	総務課	職員の資質向上のため、視野を広げたなかで様々な研修機会を検討していくものであり、ご意見のありましたことについても、一つの案としてとらえ検討していきたいと考えています。	
	基本構想p22 自治区、地域コミュニティの再構築・・・ 自治区に仕事を任せることですか	総務課	地域コミュニティの再構築とは、人とのつながりや、住みよいまちづくりへの推進を図っていく事と、行政においてはコミュニティ活動の支援に努めていくという考えであります。	
	基本構想P26 今後もバリアフリー・・・ 年寄りの買い物客を増やす考えですか	まちづくり推進課	バリアフリーはお年寄りの方々のみでなく、全ての世代の方々を対象にしております。車だけでなく自転車や歩行者の環境整備を推進し、商業地の活性化を図ることを目標にしておりますので、ご理解ください。	
	基本構想p19・20 基本計画p38 障害(障がい?)	福祉健康課	障害を持っている人に対して「がいがい」の字を平仮名としている市町村が県内には5市あり、「がいがい」と致しましたが、国県では、現在検討中ということであり、時期尚早との考えの中で、今後、国県からの支持により、対応致します。よって、「害」にて取り扱いを致します。	反映
	基本構想p21 優良な住宅の提供・・・ 優良な住宅地の提供ではないですか。	都市環境課	住宅地を含めた状態を表しているため、原案どおりといたします。	
	基本構想p29 自治基盤の整備は地域に権限移譲はどんなものを移譲するのでしょうか。	総務課	ご意見を踏まえ、地域に権限を移す「権限移譲」から、地域と行政が共にまちづくりを進める「協働事業」に変え、次のとおり修正します。 【修正案】29ページ 町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域への権限移譲の試みも進めていきます。・・・を「町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域との協働事業の試みを進めていきます。」に修正します。 【修正案】108ページ これまで行政が担ってきた業務の中には、地域住民と町の協働によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことのほうが、住民参加のまちづくりの実現にふさわしいと考えられる事業があります。 町民と行政が協働で取り組む事が効果的な事務事業、さらに町民との協働事業の推進に向け町民活動団体などと町が継続的に協議できる場を整備します。	反映
	基本計画p47 【地域福祉】サービスの限界を来しています・・・ 表現はこれでよいのでしょうか。	福祉健康課	ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 【修正案】 「高齢化、少子化、人口減、核家族化が確実に進行する中で、福祉に対する要望は多様化かつ増加しており、行政のみでこれら全てに対応する事が限界を迎えています。」に修正します。	反映

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	基本構想p16 「土地利用構想図」と基本計画p92の「まちおこしのイメージ」との関連はないですか。	まちづくり推進課	基本構想の土地利用図は都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など、関係法令等と整合性を合わせています。まちおこしのイメージは土地利用構想図を発展させ、まちおこしのイメージを図にしたものです。	
	基本計画p13 6本の県道とはどこですか。	都市環境課	①南総一宮線 ②一宮片貝線 ③一宮停車場線 ④飯岡一宮線 ⑤松丸一宮線 ⑥一宮椎木長者線 以上の6路線につきまして、計画文書に追加いたします。	反映
	基本計画p61 景観条例を策定するなら、公共下水道をあきらめて浄化槽の設置条例を策定して義務化したらどうか バリアフリー化も全てと解釈しますが、10か年の方針なので範囲などしめせないか。	都市環境課	浄化槽設置条例は、町財政の負担を大きく伴うものであるため、今回の基本計画に明示することは考えておりません。今後10年間の財政見通しを検討したうえ、実現可能な方法を今後検討していきたいと考えておりますのでご理解ください。バリアフリー化の範囲につきましては、3ヶ年実施計画で示していきたいと考えております。	
	基本計画p64 整備中の県道とはどこですか。	都市環境課	整備中の県道は南総一宮線と一宮椎木長者線です。路線名を計画文書に追加します。	反映
	基本計画p86 立ち寄り観光施設を作る(神社、梨、酒屋(酒蔵)、イチゴ、バラ)	産業観光課	ご意見として承ります。	
	基本計画p94 町指定の大銀杏はどこにあるのですか。	都市環境課	一宮町船頭給の水神社です。計画文書に場所を追加します。	反映
	基本計画p96 水資源を広域に頼るのは水道だけではないですか。 人口増、工業増を見込んでのことでしょうか、両総用水は国の管理ではないのですか。	都市環境課	ご指摘のとおり、人口増、工業増を見込んでいます。両総用水は、土地改良区の管理です。	
	基本計画p98 旧来の年功編重型年功序列型ではないですか。(p99では年功序列を使用している)	総務課	意味は同じですが、「年功序列型」に統一します。	反映
	基本計画p105 基本方針 財政は・・・今後も・・・強力な保護対策が必要です。 とは何ですか。 他のページには税收の増が期待される文言が見えますが。	総務課	財源の確保は必要不可欠なものであり、当町においては、その内自主財源割合が低く増額も見込めない状況にあります。ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正案】 「町財政は・・・今後も財源不足が懸念されます。このため、使用料など受益者負担の適正化や滞納整理の強化に加え、国県補助事業の活用を図り、財源確保に努めて参ります。」に修正します。	反映
	基本計画p108 権限委譲・基本計画は権限移譲となっている。 委譲か移譲どちらか。	総務課	ご意見を踏まえ、地域に権限を移す「権限移譲」から、地域と行政が共にまちづくりを進める「協働事業」に変え、次のとおり修正します。 【修正案】29ページ 町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域への権限移譲の試みも進めていきます。・・・を「町としては、町民の自治意識をより高める方向へ誘導し、自治基盤の整備に努めるとともに、地域との協働事業の試みを進めていきます。」に修正します。 【修正案】108ページ これまで行政が担ってきた業務の中には、地域住民と町の協働によって地域の実情に応じたサービス活動を行うことのほうが、住民参加のまちづくりの実現にふさわしいと考えられる事業があります。 町民と行政が協働で取り組む事が効果的な事務事業、さらに町民との協働事業の推進に向け町民活動団体などと町が継続的に協議できる場を整備します。	反映

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
④	一宮町に移住して6年になります。昨年 から畑を借りて野菜作りをしています。 農業を使わずに野菜作りをしていきたい ので、有機農業、自然農法に力を入れ てほしいです。新規就農の人向けの制 度を作ってほしい。	産業観光課	有機農業の普及促進支援について、第2章、第6節、 自然環境(1)産業と環境に記述してありますが、ご意 見を踏まえ、第2章、第5節、農業に有機農業の支援を 追加します。新規就農者向けの制度につきましては、 千葉県の新規就農者支援の各種施策をご紹介してい きたいと考えています。 【修正案】 環境保全型農業の推進 環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生 かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を 通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽 減に配慮した持続的な農業」です。環境保全型農業や 安心できる食料の供給の確立を目指し、県のエコ ファーマー・エコ農産物認証取得や、有機農業推進法 に基づく支援を推進します。	反映
⑤	環境にやさしい農業をやってほしい。特 に小さい子どもと犬がいるので空中か らの農薬散布はやめてほしい。農薬散布 は一部の農家への者であって反対の声 は多いと思う。一度町民に賛否の意見 を聞いてほしいと思う。	産業観光課	水稻航空防除は農家が集団で防除することにより、水 稻全体で使用する農薬使用量を抑制することなどを目 的に行われています。ご意見として承り、長生郡市植 物防疫協会と協議したいと考えます。	
⑥	子どもは将来の一宮をになう世代です。 子育てしやすい一宮町の実現のための 施策が計画にはたくさん盛り込まれてい ますが、当事者としての子供の参加が 不足していると思います。これからの一 宮の子どもたちが、主体的に考え行動 する事を保障する「子どもの権利条例」 の策定が必要です。	総務課	町にはまだ自治基本条例も制定されていませんので、 まずは自治基本条例の制定を検討して参りたいと考 えておりますので、ご理解ください。	
	住民票を移さない人が多いとのこと ですが、一宮町民として権利と義務を持つ人 を増やす必要があります。キャンペーン など検討してはどうでしょうか。	まちづくり推進課	ご意見を参考にさせていただき、移住・定住化促進の キャンペーンなどを推進していきたいと考えます。	
	町の図書室は早急に充実をさせたいと 思います。場所は学校の空き教室など の活用も検討し、蔵書の充実は町予算 に加え町民などからの本やお金の寄付 を募ります。又県内各図書館との連携 を強め、一宮町図書館の特徴を出しま す。例えば、町の歴史文化、自然環境、 新住民が興味を持つサーフィンなど。	教育課	県内各図書館との連携については、千葉県公共図書 館協会に加盟し、図書の借用等、現在も連携が図られ ております。 その他、図書室に関する事項についてはご意見として 承ります。	
	環境を守る視点から、合成洗剤をやめ 石けん使用を推進します。手始めに学 校、公民館、役場はじめ行政施設には 合成洗剤を無くし石けんを置くようにし ます。又公園や町の行う防除などから 危険な農薬など種々の化学物質を排除 します。	都市環境課	ご意見として承ります。	
	ゴミ処理は広域行政の扱いですが、暮 らしからごみ削減のためには容器包装 リサイクル法に規定されるプラスチック の分別とリサイクルが必要です。一宮町 から他市町村に働きかけて実施してく ださい。	都市環境課	ご意見として承ります。ごみ処理については広域市町 村圏組合と協議して進めて参ります。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	農業を町の魅力に据えるなら、特徴として有機低農薬の農産物作りは必須だと思います。山形県高島町や宮崎県綾町などを参考に、生ゴミ削減と有機農業のまちづくりを進めてください。おいしく安全な農産物は消費者にとって価値の高いものです。	産業観光課	有機農業の普及促進支援について、第2章、第6節、自然環境(1)産業と環境に記述してありますが、ご意見を踏まえ、第2章、第5節、農業に有機農業の支援を追加します。 【修正案】 環境保全型農業の推進 環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。環境保全型農業や安心できる食料の供給の確立を目指し、県のエコファーマー・エコ農産物認証取得や、有機農業推進法に基づく支援を推進します。	反映
	水稻の農薬空中散布が相変わらず行われていますが、他の地域では健康被害や環境事故も起きています。埼玉では県がヘリによる一斉防除をやめるように市町村に指導しています。子供を含めたくさんの住民が生活し学ぶ地域での一斉防除は早急に中止し、他の方法を探るべきだと考えます。	産業観光課	水稻航空防除は農家が集団で防除することにより、全体の農薬使用量を抑制することなどを目的に行われています。ご意見として承り、長生郡市植物防疫協会と協議したいと考えます。	
	自治基本条例の策定はすぐにも取り組むと明記します。住民が主体的に自治基本条例を策定することが、今回の総合計画、基本計画推進の大きな力となります。又、大切なことは町民自身が決める住民投票条例も含めることが必要です。	総務課	総合計画審議会の答申書を踏まえ、次のとおり自治基本条例の制定は削除します。 【修正案】 自治基本条例は、既存条例が効果的に運用され、行政・議会・住民がそれぞれの役割を果たせば、必要のない条例と判断することから削除する。	
	町の検討委員会、議審議会等には必ず町民複数の参加のもと、いわゆる充て職を減らし、当事者、関心の深い人を中心に構成し、議員は議会での審議の機会が保証されていることからメンバーには含めないのが適当だと思います。	総務課	各種審議会や検討委員会には、有識者の知識や専門分野の方々の経験なども必要であります。また、住民参加のまちづくりの中では住民の皆さんの意見も反映させていくことも必要ですので、住民参加の機会を拡充して参りますので、ご理解ください。	
	情報公開を積極的に進めるため、分かりやすいHPにする事が必要です。又、さまざまな会議傍聴及び議事録の公開進め、積極的に広報します。	総務課	ご意見をもとに、わかりやすいホームページ等積極的に行政情報を提供して参ります。	
	住民の力を活用するためには職員がそれを支える体制作りと裏方に徹することが必要です。職員に対し住民自治についての教育がさらに必要です。	総務課	基本計画P107の計画にありますが、町職員一人ひとりの意識改革に努めて参りますので、ご理解ください。	
	厳しい財政状況の中、地方自治体でも可能な新たな税の創設について検討されてはいかがでしょうか。たとえば住民だけでなく町を訪れる観光客にも街の自然を守るための目的税として環境税を徴収するなど。	都市環境課	ご意見として承ります。 環境税の創設は予定していません。	
	自助・互助・共助・公助というフレーズがたびたび出てきますが、住民と行政の考えるそれぞれの割合には大きな差があります。住民は自助を小さく公助の割合を大きく考え、行政は自助・互助・共助の割合を大きく公助を小さく考えがちです。ミスマッチを防ぐために、具体的な施策において、自助・互助・共助・公助の割合を想定することが必要です。	総務課	ご意見を踏まえ十分検討して進めて参りたいと考えておりますので、ご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	議会改革については議会で決めることですが、この総合計画・基本計画に連動させて議会改革条例策定を議会に望む、と入れ込むことが出来ないでしょうか。	総務課	ご意見として承り、町議会と協議したいと考えます。	
⑦	農薬の空中散布について 一宮の田でもカメ虫対策として空中散布を行っているが、年々、実施していない人(田)が増えている様に感じる。効果の測定は難しいのかもしれないが、実施しなかった人の被害が大きかったという話も聞いていない。継続するか廃止するか常に議論が必要だと思う。慣例で実施するのは一番困る。	産業観光課	水稻航空防除は農家が集団で防除することにより、全体の農薬使用量を抑制することなどを目的に行われています。ご意見として承り、長生郡市植物防疫協会と協議したいと考えます。	
	無農薬野菜を一宮の名産に 私も野菜を作っているが農薬を使用していない。すべて産物が無農薬というのは無理があるかもしれないが、できるだけ無農薬野菜を栽培し、一宮の無農薬としてブランド化できないだろうか。「陸沢の有機米」のように町をあげて取り組めば可能ではないか。私の直売所に来る客のほとんどが無農薬野菜を求める現状から考えても一考する価値があると思う。	産業観光課	有機農業の普及促進支援について、第2章、第6節、自然環境(1)産業と環境に記述してありますが、ご意見を踏まえ、第2章、第5節、農業に有機農業の支援を追加します。 【修正案】 環境保全型農業の推進 環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。環境保全型農業や安心できる食料の供給の確立を目指し、県のエコファーマー・エコ農産物認証取得や、有機農業推進法に基づく支援を推進します。	反映

⑧	私は、町民の手による町民のためのまちづくりを進めるための一宮町の総合計画にかかる住民説明会が開かれるとのことで参加致しましたが、参加者の殆どが町の職員のみなさんで、ごく少数の町民の方々が参加していなかったことを残念に思っています。 また、町民みなさんの参加がないということは、それだけまちづくりに関心が無いとの証しでもあり、私は多くの町民みなさんがこれからの一宮町に特段の変化を望んでいないものと考えているのではないかと考えております。役場のみなさんをはじめ、各部会に参加したみなさんのお考えは如何でしょうか。 各部門それぞれの提案は、素晴らしく理想的なものでありましたが、その実現には解決すべき難しい課題が多々残されているように思います。例えば、農業についての提案について考えて見ますと、つい最近のことですが私の自宅近くで農作物を作られNHKの小さな旅にも出演されたことのある農家の方が、満面の笑顔で農業を辞めるよと清々しい表情で挨拶に来られました。お話を伺いますと、ご夫婦お二人とも満足感に満ち溢れ、これからゆっくりにこの町での暮らしを楽しんでいきたいとのことでした。	まちづくり推進課	今回は住民主体の説明会として開催いたしました。住民の皆様に参加していただけるよう、今後も広報等に努めて参りたいと考えています。農業経営者等の意見を聞いて計画が作成されたのかとのご指摘でございますが、今回の計画づくりには専業農家の皆さんに参画していただいております。皆様からお寄せいただきましたご意見につきましては、一宮町まちづくり委員会の4部会長の集まる会議を開催し、意見のすり合わせを行うよう考えていますのでご理解ください。	
---	--	----------	---	--

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>そこで、この農家のお二人のお年寄りの事例に今回の計画をつくられたみなさんの提案を重ね合わせてみますと、部会のみなさんの提案は、高齢化が進む農家の皆さんが、いま何を考え、これからどうしたいと考えているのかを、十分に見聞調査した上で提案されたものなのかどうか、私には大きな疑問となって残る結果となりました。</p> <p>観光資源についての提案につきましても、私には全国の市町村の観光資源に勝るとも劣らない魅力ある資源がこの一宮町にあるように思えません。玉前神社といたしましても、東京や横浜に住む人にはどこにある神社さえ理解できないと思いますし、地元の人々しか知らないことが現実ではないでしょうか。</p> <p>駅前東口の開設につきましては、各部会のみなさんから提案されなかったものの、一宮駅にエレベーターが設置されバリアフリー化されることが決まったことは町役場の職員のみなさんの積み重ねる努力による成果であることを広く町民のみなさんに伝えていく必要があると思います。</p> <p>4部会の提案全体を見渡しますと、私には今回の総合計画には全部会の一体的な考え方が欠けていたことが強く感じられました。この不整合性については、出席された役場職員のみなさんも同じ感覚を持たれたものと思います。私は、整合性が欠けた原因は、各部門間の打ち合わせ段階での摺り合わせが不足していたか、或いは行われなかったために、計画全体に繋がりが欠けた結果になったのではないかと思います。計画が実施に移される前までに、全体の整合性をとられるようご指導をお願いしたいと思います。</p> <p>私は、総合計画を実現していくには役場の職員のみなさんの強い指導力と一人一人の意識改革が必要であると考えています。その上で、町民が纏まり、力を合わせ、職員のみなさんと一緒に行動していくことが必要不可欠ではないかと考えています。</p> <p>総合計画を作成することだけに意味があったということにならないよう、総合計画の実現に向け、是非とも役場職員のみなさんが強い指導力を発揮されることを心から願っています。</p>			
⑨	<p>基本計画17ページ 基本計画22ページ</p> <p>虐待に関する計画は、児童及び高齢者、障がい者の方たちまで意識したものなのでしょうか。</p>	福祉健康課	対象については、児童に限らず、高齢者、障害者についても含めて同様に計画をしています。	
⑩	<p>①総合計画策定の制度を機能させよう 一宮町には、総合計画策定のために次の制度があると理解しています。 (1)「一宮町総合計画審議会設置条例(平成3年)」 (2)「一宮町総合計画策定アドバイザー設置要綱(平成21年7月)」 (3)「一宮町総合計画策定委員会設置要綱(平成21年10月)」 (4)「一宮町まちづくり委員会設置要綱(平成21年10月)」</p>	まちづくり推進課	総合計画アドバイザーの方々には、策定方針や計画体系など、計画づくりの骨格となる部分を中心に助言・指導をいただきました。計画素案の中身については、)まちづくり委員会(町民)と総合計画策定委員(町職員)が議論の上、作成しました。こうして出来た素案を各種団体長で組織する総合計画審議会に調査審議していただいております。このように、計画づくりに関連する全ての団体がそれぞれの役割に応じて活動しておりますので、ご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>((3)(4)は、アドバイザー会議を経て設けられたと推察します。)</p> <p>しかし、それぞれの役割を町民の皆が、十分に理解している状況とは思えません。また、説明会で一宮町総合計画策定に関する会議の開催日が紹介されていますが、(1)(2)(3)が、必ずしも機能していないと感じられます。</p> <p>(4)の2条には、「まちづくり委員会は、一宮町総合計画策定委員会と協働して計画案について検討し、町長に提案するものとする。」とあります。「まちづくり委員会」と「策定委員会」の協働(ともに汗をかく)ができていと感じられるような進み方になることを望みます。また、(2)のアドバイザーから計画的・定期的に「総合計画策定に関する事項について必要な調査、助言」を受けるよう「アドバイザー会議」を開催していただきたいと思えます。</p> <p>「総合計画」の策定を通して、町民みんなが町の将来を考えるきっかけになることを願ってやみません。中途半端で終わらせ、「住民参加型は失敗する」という先例とならないことを希望します。</p>			
	<p>②基本構想は今後20年の町づくりの理念を</p> <p>基本構想は基本計画の上位の計画であるので、前者は今後20年、後者は今後10年(5年後に見直し)とすべきだと考えています。基本構想では、シンプルに町づくりの理念を掲げながら今後20年の将来像を描き、基本計画では、その中で今後10年間に取り組むべき課題を挙げるものと理解しています。</p> <p>期間を区別することで、基本構想と基本計画の違いもわかりやすくなります。</p> <p>また、今後20年の将来像である基本構想を策定し、それを踏まえたうえでの今後10年の基本計画を検討すれば、たとえ現状と変わらなくてもその方向性について表現することができます。今回の基本計画素案の中には、この10年では変わらないと表現されている部分が複数あります。何もやらないともとれ、残念です。</p> <p>今からでも、基本構想は今後20年としていただきたいと思います。宜しくお願いします。</p> <p>なお、基本構想を今後20年の将来像に書き換えると、9月定例町議会までに現実的に間に合わないと思えます。しかし、町民の代表の集まりである町議会で、町長の提案する基本計画案への理解と協力を得るためには、これらを含めて拙速でない対応が不可欠だと考えます。よろしくご検討ください。</p>	まちづくり推進課	基本構想・基本計画は目標年次を2020年までとした10年間を計画しております。理由としては、社会状況の激しい変化の中、20年後の将来予測は困難であり、実現性や具体性を持った計画にするため10年間の計画と致しましたので、ご理解ください。	
	<p>③町民アンケートの実記結果もわかりやすく公表を</p> <p>町民アンケート(11月27日発送、2月3日報告)の結果は、インターネットで公表しているが、どこにあるかわかりにくい状態です。</p>	まちづくり推進課	総合計画アンケート調査は、計画づくりの資料としてまちづくり委員会(町民)や策定委員会(町職員)に配布しており、計画する際の基礎データとしております。一宮町ホームページにつきましては、わかりやすいホームページになるよう努めて参ります。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>「(新)総合計画の作成、ただ今取組中です！！」「総合計画ニュースNo20」から見られますが、パブリックコメントを書こうという人がすぐに見つけられる状態ではありません。今からでも、工夫をしていただきたく思います。</p> <p>また、アンケートの結果がどのように総合計画に活かされているのかの説明も必要であると思います。</p> <p>具体的には、説明会(7月29)で「上総一宮駅の東口の開設」にふれていないことへの質問もありました。これは町民アンケートの記載内容にもあることです。このようにアンケートの結果が活かされていないのではないかと感じます。</p> <p>今回のパブリックコメントは、ぜひ活かしていただきたく思います。</p>			
	<p>④スローガン、コンセプトについて 現在の総合計画の「躍動する緑と海と太陽のまち」「住』『産』『遊』『知』」を継続し、今後10年の基本計画においては新たに全体として「みんなでつくる心かよいあう町づくり」、農業について「農業の町一宮」を付け加えると理解しました。ぜひそういう形で進めていただきたく思います。</p> <p>そうすることで基本理念に継続性が生まれ、第7次実施計画の策定にも影響が少ないと考えます。</p> <p>また、これらは単なるスローガン(宣伝用の標語)に終わらせるのではなく、まちづくりの理念(コンセプト)として、具体化させていただきたい(決定したら皆で実現していきたい)と思います。</p>	まちづくり推進課	ご意見を踏まえ、総合計画に記述されたスローガンに基づいた、まちづくりを目指すよう努力して参ります。	
	<p>⑤まちづくりの背景と課題について 「基本構想(素案)」の第2章「まちづくりの背景と課題《町をとりまく大きな時代の流れ》」について</p> <p>(1)第1節は「地方分権の進展」に入れ替えるのがふさわしいと思います。</p> <p>1999年の地方分権一括法の制定により、国、県、町は対等な関係になりました。そして、自己決定とともに、自己責任も求められるようになりました。今後の一宮町のまちづくりにおいても、町民自身が自立した自治体を目指す意識をもつことが大切な鍵になると考えます。</p> <p>そのための町民の参画と協働、情報公開、こういうことにつながり、一貫性ができると思います。</p> <p>(2)第3節「少子高齢化と人口減」で、わが町の人口推移の説明を</p> <p>説明会では、微増を続ける現状の分析がありました。ここにのせてはいかがでしょう。今後も微増を継続していきたいということも、基本構想のどこかにふれておきたいと思いますがいかがでしょう。</p> <p>(3)第4節「地球温暖化と二酸化炭素削減」を挙げたのは特筆できる</p> <p>さらに今後は、「炭素循環型社会」を目指すことなどの説明があるとさらによいと思います。基本構想、基本計画にも盛り込んでおきたい事柄です。</p>	まちづくり推進課	基本構想はまちづくりの理念を示したものであり、具体的な計画や詳細な取り組みは、基本計画や実施計画に記述しておりますので、ご理解ください。	
	⑥基本理念は簡潔明瞭に			

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>「基本構想(素案)」は、全体に説明が多く長文となり、「わかりやすい計画」とはなっていないと思います。</p> <p>今後は、簡潔明瞭な表現となるように精選していただきたい。(枚数の減量にもなります)</p> <p>具体的な例をあげれば、「基本理念(p6)」は、こうありたいという思いが共有できることが大切だと思います。</p> <p>また、町民というより、行政の立場となっていると感じます。時間はありませんが、よろしくご検討ください。</p> <p>(行政からの視点のみでまちづくりを進めないのは当たり前のことなので、わざわざここに書かなくてよい(別の方法で啓発)と考えます)</p>	まちづくり推進課	<p>今回の総合計画は計画づくりの当初から町民の方々にご参加いただいております。表現につきましては、最終的な原案を取りまとめるまでに検討させていただきたいと考えますのでご理解ください。</p>	
	<p>⑦住産遊知の「知」は、学校教育と社会教育も</p> <p>「基本構想」の「まちづくりのテーマ(P8～)」を「住」「産」「遊」「知」とすることは、計画の継続性の面からもよいと考えます。</p> <p>しかし、「知」について「ここでいう『知』は、主に次世代をはぐくみ育てる営みをさしています。」という説明に納得ができません。これでは、「学校教育」には積極的に取り組むが、「社会教育」には消極的でよいと宣言しているようなものです。「学校教育」と「社会教育」が車の両輪であることが明記されるべきです。</p> <p>たとえば、社会教育としての「図書館活動」についてみると、平成4年の基本計画では、「(1)図書館の整備と充実」「(2)読書運動の推進」と明記してありました。それが、平成12年度の計画では、「図書室の一層の充実を図るとともに、図書館のあり方についても検討します」と後退しています。</p> <p>町の状況もあるでしょうが、住民のニーズも大切だと思います。</p> <p>もし「基本構想」で、「知」を学校教育に限定する(中心とする)ようになると、社会教育としての「読書運動」等は消極的でよいということになります。</p> <p>誤解を招かないために補足すると「図書館建設」というハードや予算のことを言っているのではなく、「心かよう町」として「社会教育」も重要だということです。</p> <p>「社会教育」(「公民館活動」「文化・芸術活動」「明るい選挙推進運動」「文化財保全」などなどを含めた)の充実も、「基本構想」で明言していただきたく、なにとぞお願い申し上げます。</p>	まちづくり推進課	<p>「社会教育」「生涯学習」の具体的な取り組みは基本計画の第1章・第2章に記述しています。</p> <p>図書室については、一層の充実を図ると記述しており、前計画からの後退を意味しているものではありませんのでご理解ください。</p>	
	<p>⑧あわてないで進めてほしい</p> <p>「まちづくり委員会」はじめ、関係の皆様には多忙な折にもかかわらず、積極的に取り組んでいただき、頭が下がります。</p> <p>今回、「素案」を拝見しましたが、「総合計画」として完成までには、内容、表現とも更に煮付める必要があると実感いたしました。</p>	まちづくり推進課	<p>今回の総合計画は、以前の総合計画の数倍もの時間と労力をかけて作成しています。昨年の7月から今年の7月まで約1年間をかけ、計58回の会議を開催し、町民と町職員が議論して素案を作成したものでありますので、ご理解ください。</p>	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>「基本構想」「基本計画」とともに、来年度(平成23年度)まで生きており、平成23年度中に策定できればよいとも考えられます。ここは、拙速をさけ、更に検討を続けていただければと思います。</p> <p>具体的には、住民説明会ppt資料の6今後の予定(P12)で、9月議会で総合計画上程・議決を予定していますが、こだわらない方がよいのではないかと考えます。</p> <p>それでも、時間はありませんが、関係団体等で細部まで積極的に検討していただき、町民がこぞって理解し、協力し合えるものを「最終案」としていただきたいと思ひます。</p> <p>そこで、問題は第7次実施計画ですが、必要により修正をするという前提で、現行の「基本構想」「基本計画」を元に策定してはいかかでしょう。</p> <p>「基本構想」「基本計画」の理念等を大きく変えない方針なら可能だと考えますがいかかでしょう。</p>			
	<p>⑧第6章施策の大綱について 第6章「施策の大綱」では、施策を時間的、空間的に整理してあり、興味深いです。しかし、その半面、従来の縦割り型では網羅できている部分に抜け落ちがないような点検が必要だと思ひました。</p> <p>具体的な例として、「(2)学童期・思春期」に注目すると、「青少年のスポーツや文化活動、ボランティア活動への積極的な参加と支援」を追加する必要があると思ひます。</p> <p>スポーツ振興策としては、「将来的に『総合型地域スポーツクラブ』への発展・移行の検討」を挙げておくのがふさわしいと思ひます。</p> <p>また、表現方法として学校施設というハードから始まっていますが、「わかる授業と学びあう喜び」「心のふるさと」など学校のあり方や、「発達の保障・自立の支援」などの学校の役割、など、ソフト面が前面に出るとよいと考えます。</p> <p>なお、「教育内容に地域としての有意な特色が反映されることを目指します。」という表現は、「他の地域とは違ったことをやることを目的とする」など誤解を受けやすいと思ひます。「地域の伝統・歴史・文化などを学ぶ機会に協力し、郷土を愛する心を育てます」「地域・学校・家庭が協力し合い、子供たちの健全な発達を目指します」などに修正していただきたいと思ひます。</p>	<p>教育課 まちづくり推進課</p>	<p>ご指摘のとおりであり、次のように修正します。 【修正案】 「教育内容に地域の伝統・歴史・文化などを学ぶ機会を設け、郷土を愛する心を育てるなど、有意な特色が反映されることを目指すとともに、青少年のスポーツや文化活動、ボランティア活動への積極的な参加を支援をします。」</p> <p>総合型スポーツクラブにつきましては、参考意見とさせていただきます。</p> <p>ご意見を踏まえて、次のように修正します。 【修正案】 「学校は地域社会との連携を深めながら、生きる力を育む教育と、学校施設の整備が求められます。」に修正します。</p> <p>ご指摘のとおりであり、次のように修正します。 【修正案】 「教育内容に地域の伝統・歴史・文化などを学ぶ機会を設け、郷土を愛する心を育てるなど、有意な特色が反映されることを目指すとともに、青少年のスポーツや文化活動、ボランティア活動への積極的な参加を支援をします。」に修正します。</p>	<p>反映</p> <p>反映</p> <p>反映</p>
	<p>⑨細目化してわかりやすく、 障害者福祉とボランティア活動支援について 基本構想素案の第6章施策の大綱「第2節地域と生活(社会環境の視点)」として、6項目挙げてあります。</p>	<p>まちづくり推進課</p>	<p>基本構想では理念や方針、基本計画で具体的な取り組みを記述しております。 「近隣地域」の標記につきましては、地域からの視点を重要視するためのものであり、原案どおりとしたい。</p>	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>(5)地域産業では、さらに(1)～(6)に細目化しわかりやすい。他も同様に細目化した上で、将来像を描く基本構想にふさわしい簡明な表現にすると、多くの人にわかりやすくなると思います。</p> <p>また、(2)「近隣地域」という表現は、自分たちを含まない周りの地域という印象をうけます。「地域コミュニティ」という表現をさけるのなら、「地域社会」としたほうがよいと思います。ご検討ください。</p> <p>なお、町の現状は「福祉」特に「障害者福祉」について十分とはいえないと感じます。みんなで「心かよいあうまち」を目指したいと思います。そのためには、行政の役割を明記することも大切です。</p> <p>また、「基本計画素案」には「ボランティアセンター」の設置がうたわれています。「基本構想」にもボランティア拠点としての「ボランティアセンターの設置」を載せていただきたいと思います。</p> <p>なお、ボランティア任せにするのではなく、「障害者福祉」を含め、諸課題を、町民と行政が、みんなで知恵と力を出し合って、解決する場としたいものだと思います。</p> <p>20年前の基本計画には、公民館の自主活動にボランティア団体「手話サークル」が載っていました。しかし、その後休止、昨年ようやく再開しました。休止に至った経過には、学習の機会をも設けるなどの支援が足りなかった面もあると感じています。</p>			
	<p>⑩道路・交通について 第6章施策の大綱第2節地域と生活(3)都市環境の道路・交通について 「自転車・歩行者にも留意した構造に転換していく必要があります。」</p> <p>「今後はあらゆる対応で解決を図っていきます」 「場合によっては、歩行者のスムーズな移動を確保するために車の流れを変えていく施策も検討します」</p> <p>こう表現されていますが、どのような構想を描いているのかがわかりません。町民にわかりやすくするために、より具体的で観明にしてはどうでしょうか。例えば 「二酸化炭素排出量削減により地球温暖化を抑制するために、公共交通の役割はますます大きくなります。そのためにJR上総一ノ宮駅、東浪見駅周辺の利便性の向上を目指します。また、歩行者や自転車利用者への配慮と、バリアフリー化を進めていきます。」</p> <p>「完成が見込まれる県道(南総一宮線)も想定に入れて、スムーズな人の流れ、車の流れを検討し、必要な準備を始めます。」いかがでしょうか。</p> <p>(町民の関心のある県道(南総一宮線)は、基本構想と基本計画の中のそれぞれどこかで触れておくべきだと思います)</p>	<p>都市環境課 まちづくり推進課</p>	<p>道路・交通に関する具体的な取り組み方針につきましては、基本計画第2章、第3節都市環境で記述しておりますので、ご理解ください。</p>	
	<p>⑪基本構想の「まちおこし」について</p>			

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>第6章施策の大綱第2節地域と生活(5)地域産業⑥まちおこしについて「…いわゆる“まちおこし”の活動です。…」は長文で、基本構想として言いたいことが伝わりません。基本計画素案の説明会では大きく扱っていたので、基本構想でも、明確に表現してはいかがでしょうか。</p> <p>「本町の活性化には、町民の自発的な“まちおこし”の機運の高まりが不可欠です。現在、すでに少しずつ展開ははじめています。今後もこのような活動を支援協力していきます。」</p>	まちづくり推進課	「まちおこし」は、以前の基本計画にはないテーマでしたが、ご指摘のとおり全国でまちおこしの機運が高まっている状況を踏まえ、具体的な取り組み方針を基本計画に記述しておりますのでご理解ください。	
	<p>⑫基本計画の説明と具体的な内容について 町民説明会からも、基本計画素案の策定は膨大な作業で、簡単な事ではないことが、あらためてよく伝わってきました。また、限られた時間での説明も大変だったと思います。</p> <p>その中で、第2章「地域と生活」第5節「地域産業」特に(1)農業(2)林業など、第6節「自然環境」などは、素案の本分の内容がほぼ正確に伝わりよかったと思います。それだけに、素案にあり説明が必要と思われる内容がない部分や、書いていない説明があったところがあったのが残念でした。説明会の資料だけを見ると、意見なのか素案なのかわからないので、誤解されるのではないかと心配しています。今後の説明会等では、よかったところを真似て改善してほしいと思います。</p> <p>なお、意見が分かれる説明には具体的な根拠をもとにいただければよかったです。「やってもやらなくても給料が同じならやらなくなる」「民間より高い給料」等の表現がありました。まちづくり委員会の統一した見解なのか、一委員の私見なのか立場を明確にして話していただけるとよかったです。民間は利益を得ることが目的であり、行政のサービスとは違うということなど、補足説明が必要といえます。</p> <p>また、総合計画としてふさわしくない表現も見られました。</p> <p>「町長も率先して町のトップセールを実施します」は、基本計画としては不適切だと理解します。それをやるか、他のことをやるかは、町長自身が決めることであり、どのような町長を選ぶかは町民が決めることだと思います。いかがでしょうか。</p>	まちづくり推進課	住民説明会において、計画の概要説明を町民自らが実施いたしました。時間の都合上重点部分のみの説明とさせていただきます。今回多数のまちづくり委員が説明したため、表現にばらつきがありましたが、基本構想・基本計画に記述されている内容が、今後のまちの取り組み目標ですのでご理解ください。	
例:	<p>⑬今後の選択肢を狭める内容は避けてほしい 総合計画は、さまざまな可能性を残せるものとし、後を拘束するような内容は入れないでほしいと思います。再点検をお願いします。</p>	まちづくり推進課	ご指摘のありました「道の駅」の記述を加えることにより、かえって選択肢が「道の駅」に限定されるイメージを持たれる可能性があるため修正はせずに素案どおりとしたい。公園整備はアンケート調査でも希望する方が多数おりましたので、そのご意見を反映して取り組んでいきたいと考えております。なお、文章表現につきましては最終原案の作成までに改善を検討したいと考えていますのでご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>第2章第2節(3)公園・緑地「廃止となった国民宿舎一宮荘の跡地利用の方向性については、町民のための公園整備を視野に入れて検討します。」</p> <p>→際2章第3節都市環境(2)土地利用、第5節地域産業(5)計画①観光資源の活用 「廃止となった国民宿舎一宮荘の跡地については、町民のためばかりでなく、観光客にも利用できる拠点として、『道の駅』の可能性なども視野に入れて検討します。</p> <p>上総一ノ宮駅周辺の整備について、神門踏切の改善をはじめ、歩道整備について対策を推進します。</p> <p>→上総一ノ宮駅周辺の整備について、神門踏切の改善をはじめ、歩道整備など利便性向上について対策を推進します。</p> <p>「玉前神社」や「海」をキーワードとした。 →「玉前神社」や「海」などをキーワードとした。</p>			
	<p>⑭「基本構想」は「町是」について私は町の「総合計画」を、町の指針を示すとても大事なものだと考えています。</p> <p>単に可能な事業の羅列であったり、できないことの言い訳ではなく、夢を描く。そのように理解します。</p> <p>象徴的な言い方をすると、「地方自治法で定められている」という説明を聞いたときに、どのように受け止めるのかということです。つまり、「法律に載っているのだから形式的に策定するものである」ととらえるのか、「法律にもあるように、地方自治の本旨に基いた必要不可欠のもので、一宮町の行く末を決定する重要なものである」ととらえるのかで、対応に温度差でてくると思います。</p> <p>歴史を振り返ると、今から100年前の明治42年(1909年)に、加納久宜元藩主は当時の飯塚総十郎町長に対して「一宮町是を定め置くべきの議」という町の基本方針を提案しています。(加納久宜全集P508～)</p> <p>地方自治が憲法にうたわれていない時代のことである。もちろん、「総合計画」を策定しなくてはならない法律はありません。しかし、地方の活性化は国の基礎でもあること、まちづくりは長期的な展望(百年の長計)にたつてすすめる必要があること、などなどの思いがこめられています。</p> <p>その後、町民の懇願により、中央で活躍し次期農商務大臣(当時は農商務省が国の殖産興業政策を担当していた)への期待があつたにもかかわらず、一宮町の町長となり、理想の実現を通して一宮町を「わが国の模範町村」へと育て上げました。その奮闘の様子は、城山公園の「加納公紀徳碑」にあるとおりです。</p> <p>このたび、町の「総合計画」、特に「基本構想」の内容は、一宮町の方針を決定する重要なものであると考えています。禍根が残らないように、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>	まちづくり推進課	ご意見の「法律に載っているのだから形式的に策定するものである」ととらえるのか・・・というご意見につきましては、今回の総合計画は町民みんなで作ることを目標として、業者委託せずに町民と職員の手づくりで作成したものであり、地域の実情や課題、今後の取り組み内容など一宮町の実情を一番よく知っている町民の皆さんと作り上げたものでありますのでご理解ください。	

受付	パブリックコメント内容	担当課	左記意見に対する回答	計画への反映
	<p>⑮高度情報化社会への対応について</p> <p>基本計画全体としてみると、情報化社会への対応が不足していると思います。</p> <p>基本構想第1部総論「第2章まちづくりの背景と課題」の第6節にうたっているのですから、第2部基本構想「第3節まちづくりの視点」にほいても、「高度情報化社会への対応」という項目を設けていただきたいと思いますがいかがでしょう。</p> <p>そうすることによって、まちづくりにおける、全ての世代の全ての課題の解決の手段として、情報通信技術(ICT)を積極的に活用していくことを明示していただきたいと思います。</p>	まちづくり推進課	基本計画全体としては、町民の生活に重点を置いた計画にしております、皆様の生活に重要な情報の周知や伝達につきましては、基本計画の第3章に記述しております。	

⑪	<p>基本計画中に記載のある高付加価値農業の柱として、私たち一宮町でも「有機農業推進法」に基づいたさまざまな施策を実施していく必要があると考えます。有機農業を求める消費者のニーズは高く、2004年度に農林水産省が行った調査では、有機農産物を今後も購入したいという人が4割を超え、「特長が理解できれば」「価格が低くなれば」という条件付きの人を含めると、約8割の人が有機農産物を購入したいと回答しています。</p> <p>ご存じのように「有機農業推進法」は、化学肥料や農薬、遺伝子組換え技術などを用いない「有機農業」を推進するために、2006年12月に施行された法律です。JAS法に基づく取り組みだけでなく、環境への負荷が低い農業を広く対象とし、自然循環機能の増進や農業生産に伴う環境負荷の低減、消費者が有機農産物を入手しやすい環境づくりなどについて定めています。2007年4月に2007年4月には、同法に基づき、国と地方自治体が連携して有機農業を推進するための、「有機農業の推進に関する基本的な方針（基本方針）」が策定されました。この基本方針は、農業者が有機農業に積極的に取り組んでいけるような条件整備を進めることに重点を置いており、2007年度から約5年間を対象としています。農業者が有機農業に取り組みやすいように、有機農業に関する技術体系の確立・普及などの支援施策の充実とその積極的な活用を推進するとしています。また、有機農業者や農業団体と流通・販売業者、消費者などとの橋渡しを推進し、消費者が有機農産物を入手しやすいよう、農産物の生産、流通、販売や、消費に関する情報の受発信を行うとともに、有機農産物の適正表示を推進しています。このほか、食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流などを推進するとしています。</p> <p>生物多様性を大切に作る農業として、時代の流れは有機農業の背中を押してくれています。ぜひ一宮町でも有機農業への取り組みで、農業そして町がもっと元気になっていけたらと思っております。</p>	産業観光課	<p>有機農業の普及促進支援について、第2章、第6節、自然環境(1)産業と環境に記述してありますが、ご意見を踏まえ、第2章、第5節、農業に有機農業の支援を追加します。</p> <p>【修正案】 環境保全型農業の推進 環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。環境保全型農業や安心できる食料の供給の確立を目指し、県のエコファーマー・エコ農産物認証取得や、有機農業推進法に基づく支援を推進します。</p>	反映
---	---	-------	--	----